

令和3年度(令和2年分)からの主な税制改正点

改正の主要点をまとめましたので、給与支払報告書作成の参考にしてください。

詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)」をご覧ください。

(1) 給与所得控除の改正

○給与所得控除額が一律10万円引き下げ

○給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額が1,000万円から850万円に、上限額が220万円から195万円に引き下げ

【改正後の給与所得速算表】

給与等の収入金額 (A)	給与所得の金額	
～ 550,999円	0円	
551,000円 ～ 1,618,999円	(A) - 550,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	$(A) \div 4 = (B)$	$(B) \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	※ (B)の千円未満の 端数は切り捨てる。	$(B) \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		$(B) \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	$(A) \times 0.9 - 1,100,000$ 円	
8,500,000円 ～	$(A) - 1,950,000$ 円	

(2) 基礎控除の改正

○基礎控除額が10万円引き上げ

○合計所得金額が2,400万円を超える場合は3段階で逓減し、2,500万円を超える場合は適用外となる

合計所得金額	基礎控除額	給与支払報告書への記載方法
2,400万円以下	48万円	記載不要
2,400万円超 ～ 2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超 ～ 2,500万円以下	16万円	160,000
2,500万円超 ～	—	0

(3) 扶養控除等の合計所得金額要件の変更

扶養親族等の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げ

扶養親族等の区分	合計所得金額要件
同一生計配偶者	48万円以下
扶養親族	48万円以下
配偶者特別控除	48万円超 133万円以下
勤労学生	75万円以下

(4) ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の改正

- 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同一とする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額35万円）を適用
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額27万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円以下）を設定
- 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある場合は対象外

	配偶者関係	死別		離別		未婚	
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人女性	本人合計所得（円）	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
	扶養親族：「子」有り	35万円	－	35万円	－	35万円	－
	扶養親族：「子以外」有り	27万円	－	27万円	－	－	－
	扶養親族：無し	27万円	－	－	－	－	－

	配偶者関係	死別		離別		未婚	
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人男性	本人合計所得（円）	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
	扶養親族：「子」有り	35万円	－	35万円	－	35万円	－
	扶養親族：「子以外」有り	－	－	－	－	－	－
	扶養親族：無し	－	－	－	－	－	－

(5) 所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が控除される

○給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3のいずれかに該当する場合

1. 本人が特別障害者に該当する
2. 年齢23歳未満（H10.1.2以後生）の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する



所得金額調整控除額の計算式

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$$

【注意事項】

※所得金額調整控除の控除要件とされている「扶養親族」は、扶養控除対象である必要はありません。世帯主が扶養控除対象としている扶養親族について、配偶者が所得金額調整控除対象の扶養親族とすることができます。

【所得金額調整控除を適用した場合の給与支払報告書の摘要欄の記載方法】

要件	摘要欄への記載方法	記載例
本人が特別障害者	記載不要	※「本人が障害者」の「特別」欄に○
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配）	（例）石垣 花子（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整）	（例）石垣 太郎（調整）
扶養親族が年齢23歳未満		

※ただし、「同一生計配偶者」または「扶養親族」の氏名が、「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄、「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、摘要欄への記載を省略できます。